

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務
公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和8年10月19日（月）まで

3 対象施設等

- (1) 名 称：高知龍馬空港新ターミナルビル（仮称）
- (2) 所 在 地：南国市久枝乙58番地
- (3) 主要用途：空港旅客ターミナル（国際線）
- (4) 延床面積：3657.65 m²（既存ターミナルビルの改修面積は含まない）
- (5) 完成時期：令和8年10月末（予定）

※ 対象施設の詳細については、「高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事設計図」を参照すること

4 事業に関する基本事項

新ターミナルビルに関する基本的な事項については、以下に掲げるとおりとする。

(1) コンセプト

「Japanese Beauty TOSA」

※ 「日本の美」や「和」を土佐の素材や伝統技術で表現することで日本の中の「高知らしさ」を表現

(2) 室内装飾の設置

インバウンドの旅の出発点であり、利用者の目に触れる機会が最も多い場所である1F到着ロビー及び2F出発ロビー空間に室内装飾(インテリア)を設置。

(3) 高知らしさの演出

室内装飾(インテリア)として、県産材の使用を中心に、本県に伝わる伝統技術である土佐和紙などを組み合わせることで、高知を感じられる空間を演出。

5 業務の内容

以下に掲げる業務について、「高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事設計図」等を参照のうえ、新ターミナルビルに「高知らしさ」を感じることができる独自視点での提

案を盛り込み、実施すること。

なお、受託者は、令和8年1月30日（金）までに、新ターミナルビル本体工事の設計者（以下、「設計者」という。）との協議・調整が完了した(2)～(5)の業務の成果品を県に提出して承認を得た後に(6)～(8)の業務に着手すること。

(1) 業務計画書の作成

業務着手後速やかに、業務工程表及び業務体制を記載した業務計画書を作成すること。

(2) 高知らしさの演出に関する詳細計画書の作成

装飾のデザイン、配置レイアウト、詳細工程、施工体制及び施工方法などの詳細を記載した高知らしさの演出に関する詳細計画書を作成すること。

(3) 設計図の作成

装飾の設置位置、寸法、形状が分かる平面図、展開図及びその他詳細図を作成すること。

(4) イメージパース、スケッチ等の作成

装飾設置後の内観イメージパース又はスケッチを3パターン以上作成すること。

(5) 室内装飾の仕様の整理

室内装飾の仕様を以下の項目毎に整理した資料を作成すること。また、仕様の検討のために実施した関係者との打合せ記録簿も作成し、資料に添付すること。

- 使用する県産木材（高知県内の森林から生産された木材）の樹種等
- 建物の構造への影響の有無
- 建物側の補強工事の有無（補強位置及び補強方法の提案を含む）
- 建築基準法等関連法令の確認

(6) 室内装飾の製作・設置

以下の事項に基づき、県産木材を活用した室内装飾を製作及び設置すること。

ア 設置場所

新ターミナルビルの1F到着ロビー及び2F出発ロビー空間の壁又は天井とする。ただし、1Fチェックインカウンター内を除く。（別紙参照）

なお、室内装飾等の設置に伴い下地補強が必要となった場合は、新ターミナルビル本体工事の施工者にて行うものとする。

イ 室内空気汚染（揮発性有機化合物（VOC））対策

使用する建築材料等は、揮発性有機化合物（VOC）の拡散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする。

対象建築材料等	使用制限
①合板、木質フローリング、構造用合板、集成材、単板積層板、MDF、パーティクルボード、ウレタン樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする
②塗料	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものとする
③木材保存剤（防腐処理、防蟻処理等）	クロルリホリス、ダイアジン、フェノカルブを含有しない、非有機系薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する
④内装用接着剤、木工用接着剤	1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していないものとする 2) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする
⑤家具、書架、実験台、什器、化粧洗面台、流し台	①②③④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆同等品を使用する

※ 室内に関わる材料（上記②～④及び建具、シール材、その他でその接着剤や塗料の溶剤まで含む）については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシル、クロルリホリス、ダイアジン、フェノカルブの有無または成分について一覧表を作成し提出すること。

ウ 新ターミナルビルの内装との調和

室内装飾は、設置場所の内装と調和の取れたデザインとすること。

エ 作業足場等

装飾の設置に必要となる作業足場等は、必要に応じて、新ターミナルビル建築主体工事の施工者が設置するものを使用すること。ただし、これによらず、作業足場等が必要と認められる場合は、別途協議するものとする。

オ 納期（設置完了期限）

令和8年9月30日（水）

カ その他

室内装飾は、空港ターミナルビルとしての機能、利用者の利便性・快適性・安全性に配慮したものとすること。

(7) 関係者との協議・調整

受託者は、(6)の実施にあたり、県、新ターミナルビル本体工事の施工者、設計者、既存施設の管理者などとの協議・調整を行うこと。

(8) 建築基準法等関連法令の確認

受託者は、(6)で設置する室内装飾が、建築基準法関連法令に適合しているかを確認するために関係機関との協議、必要な資料作成などを行うこと。

6 成果品

(1) 高知らしさの演出に関する詳細計画書

部数：3部（A4判）、電子データ：要

(2) イメージパース・スケッチ等（3種類）

部数：各3部（A3判）、電子データ：要

(3) 完成図面

部数：3部（A3判）、電子データ：要

(4) 記録写真（着手前、作業中、完成後）

部数：3部（A4ファイル綴じ）、電子データ：要

(5) その他作成資料（5.(5)(7)(8)の業務で作成した資料など）

※(1)～(5)の電子データは、原則PDF形式とするが、必要に応じて、県が指定する他のファイル形式で提出するものとする。

7 留意事項

- (1) 新ターミナルビルの1F大型機器搬入用扉寸法は、幅2,250mm×高さ2,250mm、2F大型機器搬入用扉は幅2,240mm×高さ2,050mm、1・2階エレベーターの寸法は、出入口が幅900mm×高さ2,100mm、かご内が幅1,400mm×奥行1,350mm×高さ2,300mmである。
- (2) 本仕様書で定めたもののほか、県と協議を行いながら、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。本仕様により難しい事情が発生した場合は、県と受託者で協議のうえ対応を決定し、その決定事項については、書面にて確認を行うものとする。また、仕様書の内容は契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 本委託業務の実施に際して、提案企画の内容をそのまま実施することはを約束するものではない。受託者から提案のあった企画提案書及びその関係資料は、一部変更・調整して実施する場合があること。
- (4) 県が業務遂行に必要と認めた事項については、原則として受託者は県の指示により、実施するものとする。また、県は受託者に対し、必要に応じて業務状況について報告を求めることができるものとする。
- (5) 受託者は、契約の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務の内容検討を十分に行ったうえで、円滑に進むように努めること。
- (6) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

- (7) 成果品は、原則として県の広報等のために必要な範囲内で、県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。
- (8) 著作権は、県に帰属するが、作成の都合上やむをえず、著作権を県に譲渡できないものを使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。
- (9) 特許権、実用新案、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用する場合には、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。